

住宅提供サービス利用約款

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、大和倶楽部(以下「事業者」という)が提供する住宅(以下「本住宅」という)の利用に関し、入居者と事業者の権利・義務を明確化し、安全かつ快適な生活環境を維持することを目的とします。

第2条(契約の成立)

- 入居希望者は、事業者所定の申込書・同意書を提出し、面談および審査を経て入居契約を締結するものとします。
- 入居者は、契約締結時に必要な身分証明書・健康情報・生活保護証明書等を提出する義務があります。

第3条(契約期間)

- 契約期間は1か月単位とし、自動更新されます。
- 契約更新を希望しない場合は、30日前までに事業者に書面で通知するものとします。

第2章 利用料金

第4条(利用料金の支払い)

- 入居者は、契約に定める利用料金(家賃・管理費・水光熱費等)を、毎月指定された期日までに事業者の指定方法で支払うものとします。
- 支払遅延が3日を超えた場合、事業者は催告することなく即刻退去を命じることができます。
- 支払い方法、変更時の手続きについては、事前に事業者と協議のうえ決定します。

第5条(料金変更)

事業者は、社会情勢・法改正・運営コスト等に応じて料金を改定する場合があります。
改定は少なくとも30日前に書面または掲示で通知されます。

第3章 生活支援・サービス

第6条(生活支援サービス)

- 事業者は、入居者に対し、安否確認、緊急対応等の生活支援サービスを提供します。
- 食事提供は栄養士監修の食事を原則1日1~2回提供します。アレルギー・食事制限については事前に申告が必要です。
- 緊急時(事故・病気等)は、事業者は入居者の安全確保と必要に応じた医療機関への連絡・搬送を行います。

第4章 入居者の義務

第7条(施設の使用)

- 入居者は、本住宅および設備を適切に使用し、故意または過失による損傷を避けるよう努めます。
- 共有施設は他の入居者の利用を妨げないよう使用します。

第8条(禁止事項)

- 建物内での喫煙、ペット飼育、違法物品の所持・使用は禁止します。
- 騒音、迷惑行為、異臭の発生、反社会的行為は禁止します。

3. 規約違反が確認された場合、事業者は改善指導を行い、改善されない場合は即刻退去を命じることがあります。

契約終了後も、料金未払いや損害賠償に関する甲の責任は存続する。

第 9 条(ゴミ・清掃)

入居者は、ゴミ出しおよび共用部の清掃について物件所在地の地域ルールに従うものとします。

第 5 章 退去・契約解除

第 10 条(自己都合退去)

入居者は、退去を希望する場合、30 日前までに事業者に書面で通知するものとします。

第 11 条(事業者都合退去)

以下の場合、事業者は入居者に通知のうえ退去を命じることがあります：

1. 利用料金の延滞が 3 日を超えた場合
2. 規約違反、反社会的行為、他入居者への迷惑行為があった場合

第 12 条(原状回復)

退去時、入居者は室内を入居時の状態に戻すものとします。

入居者の故意による過大な損傷があった場合は修繕費用を請求する場合がございます。

第 6 章 免責事項・不可抗力

第 13 条(免責事項)

1. 火災、地震、天災、テロ暴動、感染症等の不可抗力による損害について、事業者は責任を負いません。
 2. 個人所有物の盗難・破損についても事業者は責任を負いません。
-

第 7 章 個人情報の取り扱い

第 14 条(個人情報保護)

1. 入居者の個人情報は、本住宅運営および生活支援サービスの提供に必要な範囲で利用します。
 2. 第三者への提供は行いません(法令で要求された場合を除く)。
 3. 入居者は、個人情報の開示・訂正・削除を請求することができます。
-

第 8 章 雑則

第 15 条(規約の変更)

事業者は、本規約を必要に応じて変更することがあります。変更内容は書面または掲示で通知されます。

第 16 条(準拠法・裁判管轄)

本約款は日本法に準拠し、本約款に関する紛争が生じた場合、乙の本店所在地を管轄する立川地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上

事業所名:大和倶楽部

運営会社:大和万業株式会社

所在地:東京都福生市大字熊川 896 番地

電話番号:042-508-3598

代表者:代表取締役 上田雄太